

令和4年4月1日から利用料金が改正されます

宜野湾市立総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成24年宜野湾市条例第21号）

※主な改正料金（令和4年4月1日施行）

宜野湾市立体育館					
区分			3/31迄の料金	4/1以降の料金	
専用利用 の場合	施設利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合 ※1時間につき	入場料を徴収しない場合 (付帯設備等含む)	3,300円 → 3,800円	
			入場料を徴収する場合 (付帯設備等含む)	5,500円 → 6,320円	
		アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合 ※1時間につき	入場料を徴収しない場合 営利を目的としない場合	6,600円 → 7,590円	
			入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合	11,000円 → 12,650円	
			入場料を徴収する場合 営利を目的としない場合	22,000円 → 25,300円	
			入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合	33,000円 → 37,950円	
				当核催物1回につき、最高入場料（税込）に100を乗じて得た額に上欄利用料金を加算する	
	付属施設利用	会議室（付帯備品除く）1時間につき		200円 → 300円	

※宜野湾市民以外が施設利用する場合、3割増の料金となります（会議室を除く）。